

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る 財政健全化計画などを公表します

要がありました。しかし、平成19年度から3年間の期間限定で一定の要件を満たすことにより、補償金を支払うことなく繰上償還ができる制度が創設されました。特に高い利率のものを返済することで支払利息の軽減を図ることができます。

### ◆繰上償還額について

平成19年度から21年度にかけて普通会計で約9億1,700万円、簡易水道事業特別会計で約5,400万円、農業集落排水事業特別会計で約1,500万円、公共下水道事業特別会計で約2,900万円、病院事業会計で約2,800万円、水道事業会計で約30億5,000万円の繰上償還を行う予定です。

### ◆公的資金補償金免除繰上償還とは

市では、将来負担の軽減と財政の健全化を図るため、この制度により繰上償還を行うこととしました。具体的には旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金の年利5%以上で借入れをしている地方債が対象です。この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画などを策定し、国の承認を受ける必要があります。

### ◆財政健全化計画および 公営企業経営健全化計画について

この公的資金補償金免除繰上償還の実施にあたり、普通会計の財政健全化計画と特別会計や企業会計による公営企業経営健全化計画を策定しています。これらの計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間について、公債費負担の健全化や料金水準の適正化、定員管理の適正化などを図り、財政状況または経営状況の見直しを行うもので、各会計ごとに策定しています。

#### 【特別会計】

会計	項目	収益的収支 比率(%)	料金回収率 (%)	地方債残高 (百万円)
簡易水道事業 特別会計	計画前年度(18年度)	143.4	172.7	4,564
	計画最終年度(23年度)	135.4	176.5	4,262
農業集落排水 事業特別会計	計画前年度(18年度)	68.2	48.3	8,541
	計画最終年度(23年度)	69.0	41.4	10,825
公共下水道事 業特別会計	計画前年度(18年度)	58.4	48.9	7,644
	計画最終年度(23年度)	66.7	37.3	10,972

#### 【企業会計】

会計	項目	総収支 比率(%)	営業(医業) 収支比率(%)	地方債残高 (百万円)
水道事業 会計	計画前年度(18年度)	112.2	130.8	9,782
	計画最終年度(23年度)	125.5	143.5	8,284
病院事 業会計	計画前年度(18年度)	99.4	100.5	1,615
	計画最終年度(23年度)	101.1	101.3	595

#### 【普通会計】

会計	項目	実質公債費 比率(%)	地方債残高 (百万円)	経常収支 比率(%)	人件費 (百万円)	財政力 指数
普通 会計	計画前年度 (18年度)	16.1	56,043	92.1	9,654	0.674
	計画最終年度 (23年度)	17.3	60,518	86.3	8,983	0.756

※市町村合併後の格差是正や一体化を推進するため、合併特例債を活用した事業が増加し、地方債残高や実質公債費比率が増加しています。長期的には、事業の見直しや市債の発行などを抑制し、健全な財政の運営に努めます。

※計画最終年度の数値は、平成19年9月時点における予測数値です

※詳しくは市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>) に掲載しています。

【問い合わせ】 本庁財政課 ☎22-9608

## 伊賀市景観計画(中間案)などの パブリックコメントを募集します

### 概要

私たちの住むまち「ふるさと」を愛すべき郷土として築き上げ、魅力ある個性豊かなまちを創造するため、先人から受け継いだ伝統ある町並みや豊かな自然景観を後世に引継ぐことが私たちの責務です。

市では景観法に委任された条例とし、法の枠組みを活用した中でより強い指導力を発揮していきたいと考えています。このため、景観行政の基本となる景観計画を策定する必要があることから、本年度、伊賀市景観審議会委員や市民の皆さんのご意見を踏まえた上で景観計画および伊賀市景観条例の策定を進めています。

ついては、景観計画中間案および景観条例案について市民の皆さんの意見を募集します。

### 募集期間

4月21日(月)～5月20日(火) 必着

**募集内容** 伊賀市景観計画中間案、伊賀街道・大和街道沿線及び寺町地区景観計画中間案、(仮称)伊賀市風景づくり条例案に係る意見

### 詳細の閲覧方法

①市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>) をご

覧ください。

②本庁都市計画課および各支所産業建設課に資料を用意します。

### 意見の提出方法

意見を提出する件名を記載し、ご意見(「該当箇所」およびそれに対する「意見内容」)・住所・氏名・電話番号を明記の上、郵便・FAX・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

### その他

提出いただいたご意見は、景観計画および条例策定の検討資料とさせていただきます。また、市の意見と併せて市ホームページで公表します。(個別に回答は行いません。)

### 提出先

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地伊賀市建設部都市計画課

☎22-9826・FAX22-9838

✉tokei@city.iga.lg.jp

※持参の場合は、各支所産業建設課でも受け付けます。